平成26年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成26年 1月16日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時40分

〇会議に付した事件

- 1. (仮称)食育・防災センター建設工事について
- 2. 町税還付加算金に関する算定誤りについて

○出席委員(6名)

 委員長
 小 西 秀 延 君
 副委員長
 山 田 和 子 君

 委員 吉 田 和 子 君
 委員 斎 藤 征 信 君

 委員 本 間 広 朗 君
 委員 前 田 博 之 君

〇欠席委員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

白 崎 浩 二 君 副 町 툱 建設課長 岩崎 勉君 建設課主幹 田渕正一君 教育課総務・社会教育担当課長 葛 西 吉 孝 君 教育課学校教育グループ主査 小山内 淳君 小 関 雄 司 君 税務課長 税務課主幹 菅 原 勝 彦 君 町 民 課 長 光男君 南

〇職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長
 岡 村 幸 男 君

 主
 幹
 本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

〇委員長(小西秀延君) ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催したいと思います。 (午前10時00分)

○委員長(小西秀延君) 本日の協議事項でございますが、まず1番目、(仮称)食育・防災センター建設工事についてであります。まず初めに町側からの説明を求めます。 白崎副町長。

○副町長(白崎浩司君) 本日から忙しい中、総務文教常任委員会協議会を開催いただきありがとうございます。本日の説明でございますけれども、入札不調となっております(仮称)食育・防災センター建設建築工事の今後の執行について説明させていただきたいと思います。この工事については昨年9月17日と20日の委員会協議会において入札不調となった経過及び関連他工事の入札執行について説明させていただきます。建築以外の工事については9月27日に入札を執行し全て落札され現在仮契約を締結しているという状況でございます。そういうような状況を押さえてその後今のいう全体の状況を押さえた上で北海道防衛局と補助工場取り扱いそして工事費等の協議を進めていたところでございます。このたび、その方向性が整ったことから改めて北海道営繕工事積算要領の改訂に基づき建築工事の積算の見直しを行い消費税増額分を含め全体工事費を増額し執行したいと考えております。この後補足として担当課長のほうからも説明させてもらいます。この取り扱いについて工事費の増額については1月24日開催を予定しております定例会1月会議に上程させていただいて今後のスケジュールでございますけれども入札の公告を1月下旬、入札執行2月下旬、契約に関する議案を定例会3月会議に上程したいというスケジュールで今後進めたいと考えております。この後担当課長のほうから補足説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〇委員長(小西秀延君) 岩崎建設課長。

○建設課長(岩崎 勉君) 今回、議案の提出前ということなので資料等の配布をしておりませんけどもそれにつきましてはご了承願いたいと思います。 9月12日に入札の不調になりました(仮称)食育・防災センターの建築主体工事について時間がかかりましたがその対応について方向性がまとまりましたので説明させていただきます。不調の原因が町で積算した予定価格と企業の見積もりに開きがあったために入札の事態になったと考えています。そのため入札を延期したその他の工事について不調になる恐れもあったことから9月26日に入札を行いさせていただきました。その結果残りの工事については落札されて仮契約まで至っております。その結果を踏まえ不調になった建築工事の工事費を見直すこととして入札に参加した企業体から意見を聴取し役場で積算した積算根拠等も企業に説明しながら意見交換を行い予定価格との差をなくすことを努めてきました。北海道防衛局等工事積算等の打ち合わせを行いながら実際に費用等開きのあった単価との改定が行われ見積単価の徴収方法も一部変更になったため、それらを取り入れて改めて積算を行いました。その結果から工事費を増額して改めて入札を行いたいと考えています。今回積算した工事費の増額分は消費税込みで約4,500万と考えています。これにつきましては、北海道防衛局と協議している中

で9月26日に入札を行った執行残の約1,640万円はこの増額分に充当してもよいという話になりました。その残りの約2,860万が町の単独持ち出しとなると考えております。この約2,860万を1月議会で増額補正して工事を発注していきたいと考えています。この2,860万につきましても今後補助の上乗せとしていただけるように北海道防衛局のほうには相談していきたいと考えております。今後のスケジュールですが先ほど副町長のほうから説明があったとおり、まずは補助金の交付変更申請を行いましてその後議会に債務負担の増額補正を提出させていただくと。その後議決、承認いただいた後、入札の公告を行って2月下旬に入札を行いたいと。その後3月議会に契約の議決を提出していきたいと考えております。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

- **〇委員長(小西秀延君)** ただいま町よりご説明がございました。それについて質疑のある委員さんは挙手の上どうぞ。前田委員。
- ○委員(前田博之君) 24日ですから3日前だから20日ぐらいに議案書届くと思いますけどそのときに全体の、今日配布されていませんけどこの2,800と4,500万増額になりましたから全体の事業費、財源内訳等々が変わると思いますけども、それの部分の資料についてはいつ配布になりますか。議場当日であればちょっと精読できませんので議案配布と一緒に資料を同封されますかどうか、その辺だけ。
- 〇委員長(小西秀延君) 岩崎建設課長。
- **〇建設課長(岩崎 勉君)** 資料等については議案配布と同時に配布をさせていただきたいと考えています。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか質疑お持ちの方。吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) 入札が以前は25年9月ということで執行、入札が不調になったということで2月の下旬という予定ですよね。そうすると工事日程、前のときには工期というのは25年9月議決の翌日から26年の12月5日までということでなっていましたけれども、この日程等も議案の配布とは議案には関係ないことなので、こういったことがいつ頃まできちんと示されるようになりますか。
- 〇委員長(小西秀延君) 岩崎建設課長。
- **〇建設課長(岩崎 勉君)** 今のところは2月下旬で入札して3月の議会で契約の議案の提出をするという予定でいますので、それでいくと工期的には平成27年2月下旬で完成になるのではないかというふうに考えています。
- 〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) そういった予定と入札が全部終わって事業への財源の内訳だとかそういったことも議案の 4,500 万に対しては 24 日までに示されると思いますけども、それ以降のことについて財源内訳だとか北海道防衛局との協議もあると思いますので、そういったことが決定し次第また委員会協議会なり何かで内容的なこときちんと示されるようになりますよね。なると思うのですけども、それは入札が終わった時点になるのか、それとも北海道防衛局との話し合いがスムーズにいって向こうの補助内容が全部決まった時点で示されたのか、その辺ちょっとお伺いしておきたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 岩崎建設課長。
- **○建設課長(岩崎 勉君)** 現状でいくと一般財源という形で約 2,860 万なのですけども一般財源という形になっております。それがある程度煮詰まりましたら改めて補修等もかけなければと思いますのでそういうことでも説明がまた。補正については議会のところで説明させていただきたいなと考えています。
- 〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) 補正の部分 24 日に示されると思いますけども、前に建設費に関しての事業の内訳事業費とか補助とか地方債とか一般財源とか示されていますよね、一覧で。そういったものがきちんと示されるのはやっぱり 2 月の入札が終わらないと金額決まりませんので示されないと思うのですけども、そういったことが防衛局との困難も経ていつ頃になるのか、その工事がかかる寸前になるのかその辺どのように考えられていますか。いつ頃になると議会に示されるのかなと思ったのですけども。
- 〇委員長(小西秀延君) 岩崎建設課長。
- **○建設課長(岩崎 勉君)** 財源内訳については補正が1月24日にありますのでその中では説明させていただく考え方しています。そこでまた改めて変わることがあればまたその都度補正とかそういう形で説明していきたいというふうに考えています。
- ○委員長(小西秀延君) ほかお持ちの方。概要についてはおおむね理解をいただけましたでしょうか。24日に議会が開催されますのでその変更等についてのご意見は議会のほうでお願いしたいと思いますが、おおむねの概要がわかれば協議会閉じたいと思いますがよろしいですか。それではご質問なしと認めます。それでは本日の協議事項1点目(仮称)食育・防災センター建設工事について委員会協議会を終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

本日の委員会協議会2つ目の協議事項に入らさせていただきます。2つ目町税等還付加算金に関する算定の誤りについて町側から説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長(白崎浩司君) 冒頭私のほうからちょっと説明させていただきます。この問題につきましては各委員のほうも新聞報道等々で押さえているかもしれませんが昨年末にここに書いているとおり税等の各還付加算金の捉え方、算定誤りといいますか、そういうことが発生したということで年末から本町のほうについても税を含めてその取り扱いの解釈、それからそれに基づく未払いがあるかどうか、これについて調査を進めてまいりました。年明けましたけどもこのたび各関係課と調整を済ませてその数字が出ましたので改めて算定の誤りについて報告させていただきたいというふうに思っております。それでは担当課長のほうから説明をいたします。

〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。

○税務課長(小関雄司君) 今、冒頭副町長のほうからご説明ありましたとおり、税等について各 自治体で誤りがあったということでうちのほうとしても5年にさかのぼって今回の確認させていた だきました。その中でうちのほうも法令等の解釈にちょっと誤りという中で若干算定の誤りについ ては未払いがあったということで今回ご報告させていただきたいとます。まず還付加算金というの は、確定申告で例えば町民税が1万というふうに決まってそれをお支払いした後に扶養控除ですと か医療費の申告を忘れていたということで途中、修正申告した場合に1万の税額が若干安くなると いうような場合があるかと思います。例えばそれが 6,000 円になりますよということになると 4,000 円分が多く納めた税金なのでそれを納税者にお返しするのですけども、その時に先に納めて いただいた分で、銀行でいえば利息のようなものをつけて一緒にお返しするというような形になり ます。ですから4,000円の本税の還付金に対して税率があるのですけど、それに行政に加算して 一緒にお返しするといった部分、その利息に関するものが還付加算金と呼ばれるようなものでござ います。それについては1に還付加算金の算定誤りとなった要因といったようなことで、本来今ご 説明したように日数の計算の式を納付のあった日の翌日から計算してお返しするといった部分なの ですけども、それを所得税の更正に決定があった翌日から起算して1カ月を経過する日というよう な考えにちょっと解釈上間違ってそういった部分返していたと。今ご説明した表がちょうど真ん中 にある正誤表になります。いわゆる間違った部分としましては例えば納付が4月1日に通常の確定 した税金を納めたと。校正を8月31日、先ほどの修正を控除する部分です。医療費とか扶養控除 を忘れたのでここで1回間違っていたので更正させていただきますといったことは8月31日にし たという場合にそれから換算して1カ月を経過した日、10月1日からの還付金の起算日というよ うな計算でやってしまったといった部分でございます。それは本来下の正のほうなのですけども、 納付した4月の1日の次の日、翌日からその日数を計算して還付金をお返しするというのが正しか ったのですけども、それを上のほうの解釈で今回算定してしまったといった部分でございます。で すから今回の算定誤りで返す分としましては、この期間の分で4月2日から10月1日までの分、 この分を再度計算し直しまして、その分をお返しするといった部分になります。裏面をごらんくだ さい。今までの対応状況、経過ということなのですけども12月の26日に新聞報道のほうで大き く報道されました。この時点でうちのもあるかどうかということを確認をちょっと 20 年度分なの ですけども早期に確認させてもらったところでございます。それ以降、税のほかにも後期高齢者保 険料、介護保険料もミスがあったというような新聞報道ありましたので関係課を集まっていただき まして再度 20 年度から各担当する税等をないかどうなの作業をやっていただいたといった部分で ございます。年明けて14日の日に再度関係課に集まっていただきまして途中の調査状況を確認し たといった部分でございます。その中で4にあるような状況、それぞれ各年度ごとの件数あります けども、こういった部分の算定誤りがあったということございます。15日以降再度各関係課につ いてはもう全件調査していただくと。また内容を再度精査していただくといった作業を今進めてお ります。最後のほうの誤りの額なのですけども税務課のほうとしましては町道民税で 20 年度から 25 年度の確認した中では 45 件の 17 万 2,800 円ございます。 国保税につきましては 15 件の 10 万

9,700円でございます。後期高齢者保険料につきましては、19件の3万700円。介護保険料につきましては7件の8,600円。保育料のほうについては今回の返還の誤りはございませんでした。合計で1月14日現在なのですけども86件の32万1,800円と。この数字が今回確定はしていないのですけどもこのぐらいの金額は算定誤りということで今のところの求められている数字でございます。最後になったのですけど未払い者となった対象者につきましては大変ご迷惑をおかけしたということで深くお詫びを申し上げる次第でございます。今後このような誤りがないように信頼回復に向けて関係法令等の確認を徹底して適正な事務処理に努めてまいりたいとのことで考えております。簡単ですけどもご報告終わらせていただきます。

〇委員長(小西秀延君) 町側からの説明が終わりました。それでは各委員よりの質疑を求めます。 質疑のあります方はどうぞ。吉田委員。

○委員(吉田和子君) 確認をさせてください。今の裏のほうの加算の算定誤額、誤りの額が86件ということ出ていますけれども、先ほど説明で還付はしているけれどもその期間のずれた分の利息的なものを支払うのだという。32万1,800円というのはその前もって本当は返さなければならなかった分を延びた分の利息分みたいな形の金額がこれということに考えていいという。今後の対応については個々にきちんとご案内をしてその分をきちんと返納するという形になるのか、それはいつ頃から開始されるのかその点伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。

○税務課長(小関雄司君) 今の吉田委員の言われたとおり、その日数に入っていなかった分を再度計算し直してお返しするというようなことでございます。誤ったほうの計算でやった部分の還付金については既にもお返ししている部分なので、それに上乗せして今回返す金額ということになります。それと今15日以降関係課で再度調査確認作業しているということで申し上げたのですけども、これについては1月の末ぐらいまでには全件精査していただきたいということでお話ししております。それを受けて2月の上旬ぐらいから確定しだいお詫びの文書も添えて還付作業をしていきたいというふうな形で考えております。

〇委員長(小西秀延君) 吉田委員。

○委員(吉田和子君) これは確定申告によるものだと思うのです。そのことについての期日の違いで利息的な部分を支払いするということは国保税とか後期高齢者とかが介護保険料というのは結局確定申告した金額の修正した分の誤りがあったときにそちらのほうも修正して還付しなければならない部分が結局同じように遅れた分の利息のようなものだというふうに考えていいのですね。全部一人の人がつながっている可能性があるということになりますか。

〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。

○税務課長(小関雄司君) 今そういう形でつながる形もあります。いわゆる国保税にしても後期 高齢者にしても所得で計算されるということなので、当然それは町民税と同じような形で所得のほ うが更正されればそれに基づいて税額等は変わるという形になるかと思います。

〇委員長(小西秀延君) 斎藤委員。

○委員(斎藤征信君) 4月に払わなければならないものが 10月までの延びてきてしまったその

利息分ということになるのですけども。どうしてこういう間違いが起きるのか思うのですけど新聞報道で問題になって改めてやってみたら間違っていたと。ということは、全道的にも全国的にもというのか、そういう間違いというのがすごく多かったのかなという気がするのです。ここの役場が何かいい加減やっていて間違ったのではなくて一生懸命やっているわけでもこういう誤差が出てしまった。これは通達とかそういう決まりだとかとかいうものがしっかりと下に下ろされていないという感じがするのですけども。そうするとそういう難しい仕組みだとすればこれから誤りが起きないようにといってもやはり起きてしまうのではないかという気もするのです。そのあたり、これはどういう状況になっているのか誤りというのはどのぐらいあって白老町だけだったのか、ほかのところがどのくらいあったのかそういう問題というのはどういうふうに押さえているのですか。

〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。

○税務課長(小関雄司君) 今斎藤議員の言われたとおりうちばかりではないと、我々も報道を見て確認した次第でございます。また全国的にこの問題があるのかなと捉えています。法の解釈の部分なのですけども、これについては非常に難解というか難しい部分がちょっとありまして、その申告の内容がどうなのかという状況で納付の翌日までさかのぼるかもしくは所得税の更生であれば10月1日から更正のあった1月を経過した日から払っていいとか、そういうケースによっていろいろ違うのですけどそれを一緒くたでやってしまったというか1つの数式が入っているようなシステムがあるのですけども、その中でもそこだけの考えでやってしまったといった部分でケースによっていろいろさかのぼりがあったり1月を経過してからやったりという部分を解釈的に間違ってしまったといった部分があるのかなと思います。

〇委員長(小西秀延君) 斎藤委員。

○委員(斎藤征信君) こういう難しくて間違った場合に国だとか道だとかそういうところの責任 ということは問われないですか。何かそういう支援があるとか、そういうことというのはないのか どうなのかということと、もう一つはもしこういう事態が別な部分で起きて町民に返済しなければ ならなのが滞っていたなんということのときには必ず延滞分を町民に払うという仕組み、そういう 仕組みにはなっているのですか。

〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。

○税務課長(小関雄司君) まず最初の国道の関係なのですけども、道では今回のいろいろ各自治会出るのに応じて1月末か2月初めくらいに全件調査するというような、全道で調査するというようなことみたいです。国のほうについてはあくまでも地方税法が間違っているわけではないでその解釈を間違えているだけなので税法どおりきちんとやると。そういう指導の文書がまだ来ていないのですけどもそういうことで国のほうとしては我々市町村について今のところどうのこうのというのはないです。別の部分でということなのですけども、この還付加算金については地方税法にのっとって支出、払うということなので1ページの1番下のほうに税目と出ているのですけどもこちらの税目については地方税法上にのっとってやりなさいと。それ以外はまた別の制度なり法律があればそれに基づいてきちんと払うような部分なので今回対象となるのはあくまで地方税法にのっとって還付加算金払わなければいけない部分の算定の誤りというようなことになっております。

- ○委員長(小西秀延君) ほか質疑お持ちの方。本間委員。
- ○委員(本間広朗君) 1点だけちょっと聞きたいのですけど4番目の算定誤額。これ21年度から後期高齢者5件、介護保険料3件となっているのですけどこれから始まって25年度の例えば後期高齢者該当なし、介護保険も23年度から25年度で該当なし。これどうしてこういうことが起きるのか、斎藤委員の言ったようなことがそうなのかなと思いつつちょっと聞いていたのですけど。普通だったら例えば20何年度からずっとそういう誤りというのが起きていると思うのだけどこの該当なしというところどころ出てくるというのはどういうことなのかちょっとお聞きします。
- 〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。
- ○税務課長(小関雄司君) これについては還付する税額に対して率を掛けて 1,000 円未満は切り捨てなのですけども 1,000 円以上になれば還付加算金をつけて返すということなのですけども、その本税を返す時点で計算して 1,000 円未満でしたら全部還付金は発生しないのでそれ全部切り捨てという形になりますので今回の介護とか後期高齢の該当なしという部分では本税の還付はあるにせよ延滞金は発生するような金額ではなかったというようなことで今回該当は加算金の誤りに該当するようなものはなかったというような部分でございます。
- 〇委員長(小西秀延君) 山田副委員長。
- **○副委員長(山田和子君)** 山田です。地方税法の第3号と第1号の区別をするのにそのケースによっていろいろ違うということだったのですけど、そのシステムが今入っているのが多分第3号のシステムが入っているのだと思うのですが、そのシステムをケースによって変えるようなシステムに今後変えていく予定はあるのですか。
- 〇委員長(小西秀延君) 小関税務課長。
- ○税務課長(小関雄司君) 先ほどシステムと言ったのですけど、実際これ還付はどういう状況で発生するかというがあれなので、手作業で1件1件やっております。ですから、そこのとこなのできちんと理解して日数をきちんと計算すれば間違いなく支出できるというような形で今は体制を整えております。
- ○委員長(小西秀延君) ほかございますか。最後に私から今回の還付加算金の誤りの額 20 年度 から計算、算定されておりますが、これ税法上のこういう還付金に対しての返さなくていい枠とい うのですか、ここから上はさかのぼらなくていいというような制度があるのかどうなのか。今回な ぜ 20 年度からなのか、その辺のご説明をちょっとお願いしたいのですけど。小関税務課長。
- ○税務課長(小関雄司君) 地方税法に徴収についても返すにしても時効というものが設定されておりまして、その時効が今回の還付加算金に対しましては5年ということになっておりますので我々としても時効過ぎた以降の文書の保存そのもののもなくなるというのもあるのですけども、時効が5年と決まっていますのでそれに基づいてきちんと税法上に則って対処したいというようなことで考えております。
- ○委員長(小西秀延君) 各他市町村もその扱いでということで理解してよろしいのでしょうか。 小関税務課長。
- **〇税務課長(小関雄司君)** 他市町村も近隣の新聞報道で言われているようなとこに若干確認した

中ではあくまでも5年というような形で還付の未払いに対処したいというようなことを聞いていま すので我々もそれに基づいて5年ということで対応したいなと思っています。

- **〇委員長(小西秀延君)** 例えばこれ5年前、10年前にさかのぼると手作業ですのでまだあった 可能性があるということで理解していてよろしいですね。小関税務課長。
- **〇税務課長(小関雄司君)** 解釈上の問題なのであり得ることはある可能性はあるのかなと思います。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほかなければ、町税等還付金加算金に関する算定誤りについての町側からの説明を終了したいと思いますが、よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

◎閉会の宣告

〇委員長(小西秀延君) 以上をもちまして、本日の総務文教常任委員会委員会協議会を終了させていただきます。ご苦労さまでございます。

(午前11時38分)